

栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針【概要版】



■ 指針の趣旨

- ・プラスチック＝我々の生活に利便性と恩恵をもたらし、生活の隅々にまで浸透
- ・一方、プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念⇒プラスチックを資源として循環させる体制の構築が喫緊の課題

県と全市町による宣言（全国初）

栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言
（令和元年8月）

（概要）
海洋プラスチックごみ問題について上流県であっても自分の問題として考える

プラスチックとの上手な付き合い方を発信

森里川湖におけるプラスチックごみゼロに向け行動

全国に先駆けて条例を制定

栃木県プラスチック資源循環推進条例
（令和2年3月制定・施行）

第1章 総則	
目的	§ 1
県・事業者・県民の責務	§ 3～5
市町村との連携等	§ 6
第2章 基本的な指針	§ 7
第3章 基本的施策	
発生の抑制	§ 8
循環的な利用の促進等	§ 9
適正な処分	§ 10
教育及び学習の振興等	§ 11
研究及び技術開発に対する支援	§ 12
産業の振興	§ 13
推進体制の整備	§ 14
財政上の措置	§ 15

（指針） 条例第7条の規定に基づき、プラスチック資源循環の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的事項等を定める

■ 施策展開

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、
本県独自のプラス3R（リシンク、リフューズ、リファイン）の視点

(1) 発生の抑制

- ①マイバッグ・キャンペーンの実施
- ②プラスチックとの上手な付き合い方についての普及啓発
- ③過剰な容器包装の使用抑制等
- ④会議でのペットボトルの使用削減（県の率先垂範）
- ⑤市町における可燃ごみ処理有料化の推進
- ⑥排出事業者による発生抑制の取組の促進
- ⑦イベントにおける使い捨てプラスチックの排出抑制

(2) 循環的な利用の促進

- ①市町による分別回収の促進
- ②多様な回収ルートによる分別収集の促進
- ③ごみ分別の意義の啓発
- ④リサイクル製品の認定制度
- ⑤グリーン購入の推進
- ⑥再生材、紙、バイオプラスチック等の利用促進

(3) 適正な処分

- ①不法投棄、不適正処理の未然防止（啓発、監視）等
- ②ポイ捨て防止の普及啓発
- ③地域住民や企業、団体等による清掃活動等取組の推進
- ④処理施設の確保に向けた、処理施設に対する県民理解促進事業の展開
- ⑤プラスチックごみの処理ルート拡大

(4) 基盤整備

- ①環境教育
- ②産学官の連携及び技術開発支援等
- ③リサイクル製品の認定制度（再掲）
- ④グリーン購入の推進（再掲）
- ⑤漂流・漂着プラスチックの実態把握
- ⑥栃木県プラスチック資源循環推進協議会
- ⑦プラスチック対策に係る県と市町の勉強会

取組を促進